3－4－2　オプトアウトによる第三者提供（法第23条第２項～第４項関係）

3－4－2－1　オプトアウトに関する原則（法第23条第２項関係）

法第23条（第２項）

２　個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

⑴　第三者への提供を利用目的とすること。

⑵　第三者に提供される個人データの項目

⑶　第三者への提供の方法

⑷　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

⑸　本人の求めを受け付ける方法

規則第７条

１　法第23条第２項又は第３項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

⑴　第三者に提供される個人データによって識別される本人（次号において「本人」という。）が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。

⑵　本人が法第23条第２項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

２　法第23条第２項又は第３項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

⑴　個人情報保護委員会が定めるところにより、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法

⑵　別記様式第１による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）を提出する方法

３　個人情報取扱事業者が、代理人によって法第23条第２項又は第３項の規定による届出を行う場合には、別記様式第２によるその権限を証する書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

規則第８条

外国にある個人情報取扱事業者は、法第23条第２項又は第３項の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。この場合において、当該個人情報取扱事業者は、当該届出と同時に、当該個人情報取扱事業者が国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を付与したことを証する書面（日本語による翻訳文を含む。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

規則第10条

個人情報取扱事業者は、法第23条第４項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第２項に掲げる事項（同項第２号、第３号又は第５号に掲げる事項に変更があったときは、変更後の当該各号に掲げる事項）を公表するものとする。

個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、次の⑴から⑸までに掲げる事項をあらかじめ（※１）本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態（※２）に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には（※３）、法第23条第１項の規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意（※４）を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる（※５）（オプトアウトによる第三者提供）。

また、個人情報取扱事業者は、法第23条第２項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表（※６）するものとする。

なお、要配慮個人情報は、オプトアウトにより第三者に提供することはできず、第三者に提供するに当たっては、法第23条第１項各号又は同条第５項各号に該当する場合以外は、必ずあらかじめ本人の同意を得る必要があるので、注意を要する。

⑴　第三者への提供を利用目的とすること。

⑵　第三者に提供される個人データの項目

事例１）氏名、住所、電話番号、年齢

事例２）氏名、商品購入履歴

⑶　第三者への提供の方法

事例１）書籍（電子書籍を含む。）として出版

事例２）インターネットに掲載

事例３）プリントアウトして交付

事例４）各種通信手段による配信

事例５）その他外部記録媒体の形式での交付

⑷　本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

⑸　本人の求めを受け付ける方法（※７）

事例１）郵送

事例２）メール送信

事例３）ホームページ上の指定フォームへの入力

事例４）事業所の窓口での受付

事例５）電話

【オプトアウトによる第三者提供の事例】

事例）住宅地図業者（表札や郵便受けを調べて住宅地図を作成・販売）やデータベース事業者（ダイレクトメール用の名簿等を作成・販売）が、あらかじめ上記⑴から⑸までに掲げる事項を自社のホームページに常時掲載し、本人からの停止の求めを受け付けられる状態にし、個人情報保護委員会に必要な届出を行った上で、販売等を行う場合

（※１）オプトアウトによる第三者提供を行う際は、上記の⑴から⑸までに掲げる事項をあらかじめ、第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおかなければならない（規則第７条第１項第１号）ため、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた時点から、極めて短期間の後に、第三者提供を行ったような場合は、「本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間」をおいていないと判断され得る。

具体的な期間については、業種、ビジネスの態様、通知又は容易に知り得る状態の態様、本人と個人情報取扱事業者との近接性、本人から停止の求めを受け付ける体制、提供される個人データの性質などによっても異なり得るため、個別具体的に判断する必要がある。

また、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」時期と、「個人情報保護委員会に届け出」る時期は、必ずしも同時である必要はないが、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた後、速やかに個人情報保護委員会に届け出ることが望ましい。